

茨城県地域防災計画
(津波災害対策計画編)
新旧対照表

平成 29 年 3 月

地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	備考
茨城県津波災害対策計画編 目次 第1章 総則 第1節 津波災害対策計画の概要・・・1 第1 計画の目的・・・1 第2 計画の用語・・・1 第3 計画の構成・・・1 第4 基本方針・・・1 第2節 国内の津波被害・・・3 第2章 災害予防計画 第1節 津波に強いまちづくり・・・6 1 津波に強いまちの形成・・・7 2 海岸保全施設等の整備・・・9 3 避難関連施設の整備・・・9 4 公共施設等の津波対策・・・10 5 ライフライン施設の耐浪化・・・11 6 危険物施設等の安全確保・・・12 第2節 防災思想・知識の普及・・・13 1 防災教育・・・14 2 津波ハザードマップの充実、活用・・・15 3 避難誘導標識等による啓発・・・16 4 防災訓練の実施・・・17 第3節 応急対策、災害復旧への備え・・・18 第1 災害発生直前対策・・・18 1 津波警報等の住民等への伝達・・・19 2 住民等の避難誘導體制・・・20 第2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備・・・23 1 情報通信ネットワークの整備・・・24 2 対策に携わる組織の整備・・・24 3 相互応援体制の整備・・・24 4 防災組織等の活動体制の整備・・・24 第3 被害軽減のための備え・・・25 1 消火活動、救助・救急活動への備え・・・26	茨城県津波災害対策計画編 目次 第1章 総則 第1節 津波災害対策計画の概要・・・1 第1 計画の目的・・・1 第2 計画の用語・・・1 第3 計画の構成・・・1 第4 基本方針・・・1 第2節 国内の津波被害・・・3 第2章 災害予防計画 第1節 津波に強いまちづくり・・・6 1 津波に強いまちの形成・・・7 2 海岸保全施設等の整備・・・9 3 避難関連施設の整備・・・9 4 公共施設等の津波対策・・・10 5 ライフライン施設の耐浪化・・・11 6 危険物施設等の安全確保・・・12 第2節 防災思想・知識の普及・・・13 1 防災教育・・・14 2 津波ハザードマップの充実、活用・・・15 3 避難誘導標識等による啓発・・・16 4 防災訓練の実施・・・17 第3節 応急対策、災害復旧への備え・・・18 第1 災害発生直前対策・・・18 1 津波警報等の住民等への伝達・・・19 2 住民等の避難誘導體制・・・20 第2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備・・・23 1 情報通信ネットワークの整備・・・24 2 対策に携わる組織の整備・・・24 3 相互応援体制の整備・・・24 4 防災組織等の活動体制の整備・・・24 第3 被害軽減のための備え・・・25 1 消火活動、救助・救急活動への備え・・・26	

地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	備考
2 医療救護活動への備え・・・・・・・・・・・・・26	2 医療救護活動への備え・・・・・・・・・・・・・26	
3 緊急輸送への備え・・・・・・・・・・・・・26	3 緊急輸送への備え・・・・・・・・・・・・・26	
4 被災者支援のための備え・・・・・・・・・・・・・26	4 被災者支援のための備え・・・・・・・・・・・・・26	
第3章 災害応急対策計画	第3章 災害応急対策計画	
第1節 災害発生直前の対策・・・・・・・・・・・・・28	第1節 災害発生直前の対策・・・・・・・・・・・・・28	
第1 津波警報等の伝達・・・・・・・・・・・・・28	第1 津波警報等の伝達・・・・・・・・・・・・・28	
1 大津波警報・津波警報・注意報，津波情報の収集・伝達 29	1 大津波警報・津波警報・注意報，津波情報の収集・伝達 29	
第2 住民等の避難誘導・・・・・・・・・・・・・39	第2 住民等の避難誘導・・・・・・・・・・・・・37	
1 避難勧告・指示・準備（要配慮者避難）情報・・・・・・・・・・39	1 避難勧告， <u>避難指示（緊急）</u> ，誘導・・・・・・・・・・37	
2 警戒区域の設定・・・・・・・・・・・・・39	2 警戒区域の設定・・・・・・・・・・・・・37	
3 避難の誘導・・・・・・・・・・・・・39	3 避難の誘導・・・・・・・・・・・・・38	
第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立・40	第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立・40	
第1 災害情報の収集・連絡・・・・・・・・・・・・・40	第1 災害情報の収集・連絡・・・・・・・・・・・・・39	
1 被害概況の把握・・・・・・・・・・・・・40	1 被害概況の把握・・・・・・・・・・・・・39	
2 被害情報・措置情報の収集・伝達・・・・・・・・・・・・・40	2 被害情報・措置情報の収集・伝達・・・・・・・・・・・・・39	
3 国への報告・・・・・・・・・・・・・41	3 国への報告・・・・・・・・・・・・・40	
第2 通信手段の確保・・・・・・・・・・・・・42	第2 通信手段の確保・・・・・・・・・・・・・41	
1 専用通信設備の運用・・・・・・・・・・・・・42	1 専用通信設備の運用・・・・・・・・・・・・・41	
2 代替通信機能の確保・・・・・・・・・・・・・42	2 代替通信機能の確保・・・・・・・・・・・・・41	
3 アマチュア無線ボランティアの活用・・・・・・・・・・・・・43	3 アマチュア無線ボランティアの活用・・・・・・・・・・・・・42	
第3 県及び各機関の活動体制・・・・・・・・・・・・・44	第3 県及び各機関の活動体制・・・・・・・・・・・・・43	
1 職員の動員配備体制区分の基準及び内容・・・・・・・・・・・・・45	1 職員の動員配備体制区分の基準及び内容・・・・・・・・・・・・・44	
2 職員の動員・参集・・・・・・・・・・・・・45	2 職員の動員・参集・・・・・・・・・・・・・44	
3 県の災害対策本部・・・・・・・・・・・・・45	3 県の災害対策本部・・・・・・・・・・・・・44	
4 市町村，指定地方行政機関等・・・・・・・・・・・・・45	4 市町村，指定地方行政機関等・・・・・・・・・・・・・44	
5 国の現地対策本部との連携・・・・・・・・・・・・・45	5 国の現地対策本部との連携・・・・・・・・・・・・・44	
第4 広域的な応援体制及び自衛隊の災害派遣・・・・・・・・・・・・・46	第4 広域的な応援体制及び自衛隊の災害派遣・・・・・・・・・・・・・45	
1 応援要請の実施・・・・・・・・・・・・・47	1 応援要請の実施・・・・・・・・・・・・・46	
2 応援受入体制の確保・・・・・・・・・・・・・47	2 応援受入体制の確保・・・・・・・・・・・・・46	
3 消防機関の応援要請の実施及び受入体制の確保・・・・・・・・・・47	3 消防機関の応援要請の実施及び受入体制の確保・・・・・・・・・・46	
4 自衛隊に対する災害派遣要請・・・・・・・・・・・・・47	4 自衛隊に対する災害派遣要請・・・・・・・・・・・・・46	
5 自衛隊の判断による災害派遣・・・・・・・・・・・・・48	5 自衛隊の判断による災害派遣・・・・・・・・・・・・・47	
6 自衛隊受入体制の確立・・・・・・・・・・・・・48	6 自衛隊受入体制の確立・・・・・・・・・・・・・47	

地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	備考
7 災害派遣部隊の撤収要請・・・・・・・・・・48	7 災害派遣部隊の撤収要請・・・・・・・・・・47	
8 経費の負担・・・・・・・・・・48	8 経費の負担・・・・・・・・・・47	
第3節 救助・救急，医療及び消火活動等・・・・・・・・49	第3節 救助・救急，医療及び消火活動等・・・・・・・・48	
1 救急・救助活動・・・・・・・・・・50	1 救急・救助活動・・・・・・・・・・49	
2 医療活動・・・・・・・・・・50	2 医療活動・・・・・・・・・・49	
3 消火活動・・・・・・・・・・50	3 消火活動・・・・・・・・・・49	
4 水害防止活動・・・・・・・・・・50	4 水害防止活動・・・・・・・・・・49	
5 海上災害対策活動・・・・・・・・・・50	5 海上災害対策活動・・・・・・・・・・49	
6 惨事ストレス対策・・・・・・・・・・50	6 惨事ストレス対策・・・・・・・・・・49	
第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動・・51	第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動・・50	
1 緊急輸送の実施・・・・・・・・・・51	1 緊急輸送の実施・・・・・・・・・・50	
2 緊急輸送道路及び航路の確保・・・・・・・・・・51	2 緊急輸送道路及び航路の確保・・・・・・・・・・50	
3 輸送車両，船舶，ヘリコプターの確保・・・・・・・・52	3 輸送車両，船舶，ヘリコプターの確保・・・・・・・・51	
4 緊急輸送状況の把握・・・・・・・・・・52	4 緊急輸送状況の把握・・・・・・・・・・51	
5 交通規制・・・・・・・・・・52	5 交通規制・・・・・・・・・・51	
第5節 避難収容及び情報提供活動・・・・・・・・・・53	第5節 避難収容及び情報提供活動・・・・・・・・・・52	
第1 避難所及び被災者の把握等・・・・・・・・・・53	第1 避難所及び被災者の把握等・・・・・・・・・・52	
1 避難所の開設，運営・・・・・・・・・・53	1 避難所の開設，運営・・・・・・・・・・52	
2 被災者，疎開者，自宅被災者の把握・・・・・・・・54	2 被災者，疎開者，自宅被災者の把握・・・・・・・・53	
3 広域的避難収容・・・・・・・・・・54	3 広域的避難収容・・・・・・・・・・53	
第2 応急仮設住宅・・・・・・・・・・55	第2 応急仮設住宅・・・・・・・・・・54	
1 応急仮設住宅の設置・・・・・・・・・・55	1 応急仮設住宅の提供・・・・・・・・・・54	
2 建築物の応急復旧への支援・・・・・・・・・・55	2 建築物の応急復旧への支援・・・・・・・・・・54	
第3 被災者等への的確な情報伝達活動・・・・・・・・56	第3 被災者等への的確な情報伝達活動・・・・・・・・55	
1 ニーズの把握・・・・・・・・・・56	1 ニーズの把握・・・・・・・・・・55	
2 相談窓口の設置・・・・・・・・・・57	2 相談窓口の設置・・・・・・・・・・56	
3 生活情報の提供・・・・・・・・・・57	3 生活情報の提供・・・・・・・・・・56	
第4 要配慮者安全確保対策・・・・・・・・・・58	第4 要配慮者安全確保対策・・・・・・・・・・57	
1 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策・・58	1 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策・・57	
2 在宅要配慮者に対する安全確保対策・・・・・・・・59	2 在宅要配慮者に対する安全確保対策・・・・・・・・58	
3 外国人に対する安全確保対策・・・・・・・・・・59	3 外国人に対する安全確保対策・・・・・・・・・・58	
第6節 物資の調達，供給活動・・・・・・・・・・60	第6節 物資の調達，供給活動・・・・・・・・・・59	
1 食料の供給・・・・・・・・・・60	1 食料の供給・・・・・・・・・・59	

地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	備考
2 生活必需品の供給・・・・・・・・・・・・・・・・・・61	2 生活必需品の供給・・・・・・・・・・・・・・・・・・60	
3 応急給水の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・61	3 応急給水の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・60	
第7節 保健衛生，防疫，遺体の処理等に関する活動・・・62	第7節 保健衛生，防疫，遺体の処理等に関する活動・・・61	
第1 保健衛生・・・・・・・・・・・・・・・・・・62	第1 保健衛生・・・・・・・・・・・・・・・・・・61	
1 避難所生活環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・62	1 避難所生活環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・61	
2 健康管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・62	2 健康管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・61	
3 精神保健，心のケア対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・63	3 精神保健，心のケア対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・62	
第2 防疫及び遺体処理等・・・・・・・・・・・・・・・・・・64	第2 防疫及び遺体処理等・・・・・・・・・・・・・・・・・・63	
1 防疫・・・・・・・・・・・・・・・・・・64	1 防疫・・・・・・・・・・・・・・・・・・63	
2 行方不明者等の捜索・・・・・・・・・・・・・・・・・・65	2 行方不明者等の捜索・・・・・・・・・・・・・・・・・・64	
3 遺体の処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・65	3 遺体の処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・64	
4 遺体の火葬・・・・・・・・・・・・・・・・・・65	4 遺体の火葬・・・・・・・・・・・・・・・・・・64	
第8節 社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動・・・66	第8節 社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動・・・65	
1 社会秩序の維持・・・・・・・・・・・・・・・・・・66	1 社会秩序の維持・・・・・・・・・・・・・・・・・・65	
2 物価の安定，物資の安定供給・・・・・・・・・・・・・・・・・・66	2 物価の安定，物資の安定供給・・・・・・・・・・・・・・・・・・65	
第9節 応急復旧及び二次災害の防止活動・・・・・・・・・・67	第9節 応急復旧及び二次災害の防止活動・・・・・・・・・・66	
第1 公共施設，ライフライン施設等の応急復旧・・・・・・・・67	第1 公共施設，ライフライン施設等の応急復旧・・・・・・・・66	
1 道路の応急復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・68	1 道路の応急復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・67	
2 港湾，漁港の応急復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・68	2 港湾，漁港の応急復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・67	
3 鉄道の応急復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・68	3 鉄道の応急復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・67	
4 その他の土木施設の応急復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・68	4 その他の土木施設の応急復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・67	
5 電力施設の応急復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・68	5 電力施設の応急復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・67	
6 電話施設の応急復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・68	6 電話施設の応急復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・67	
7 都市ガス施設の応急復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・68	7 都市ガス施設の応急復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・67	
8 上水道施設の応急復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・68	8 上水道施設の応急復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・67	
9 下水道施設の応急復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・69	9 下水道施設の応急復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・68	
10 建築物の応急危険度判定・・・・・・・・・・・・・・・・・・69	10 建築物の応急危険度判定・・・・・・・・・・・・・・・・・・68	
11 住宅の応急修理・・・・・・・・・・・・・・・・・・69	11 住宅の応急修理・・・・・・・・・・・・・・・・・・68	
第2 二次災害の防止活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・70	第2 二次災害の防止活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・69	
1 水害・土砂災害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・70	1 水害・土砂災害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・69	
2 高潮，波浪等の対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・71	2 高潮，波浪等の対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・70	
3 危険物等流出対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・71	3 危険物等流出対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・70	
4 石油類等危険物施設の安全確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・71	4 石油類等危険物施設の安全確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・70	

地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	備考
5 高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保・・・71	5 高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保・・・70	
6 毒劇物取扱施設の安全確保・・・71	6 毒劇物取扱施設の安全確保・・・70	
第10節 自発的支援の受入れ・・・72	第10節 自発的支援の受入れ・・・71	
1 ボランティア「受入れ窓口」の設置・運営・・・73	1 ボランティア「受入れ窓口」の設置・運営・・・72	
2 ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力・・・73	2 ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力・・・72	
3 義援金品の募集及び受付・・・73	3 義援金の募集及び受付・・・72	
4 委員会の設置・・・73	4 委員会の設置・・・72	
5 義援金品の保管・・・73	5 義援金の保管・・・72	
6 義援金品の配分・・・73	6 義援金の配分・・・72	
	7 義援物資対策・・・72	
第4章 災害復旧・復興対策計画	第4章 災害復旧・復興対策計画	
第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定と復興計画・・・74	第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定と復興計画・・・73	
1 事前復興対策の実施・・・75	1 事前復興対策の実施・・・74	
2 復興対策本部の設置・・・75	2 復興対策本部の設置・・・74	
3 復興方針・計画の策定・・・75	3 復興方針・計画の策定・・・74	
4 復興事業の実施・・・75	4 復興事業の実施・・・74	
第2節 迅速な原状復旧の進め方・・・76	第2節 迅速な原状復旧の進め方・・・75	
第1 被災施設の復旧等・・・76	第1 被災施設の復旧等・・・75	
1 災害復旧事業計画の作成・・・76	1 災害復旧事業計画の作成・・・75	
2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の策定・・・77	2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の策定・・・76	
3 災害復旧事業の実施・・・77	3 災害復旧事業の実施・・・76	
第2 災害廃棄物の処理・・・78	第2 災害廃棄物の処理・・・77	
1 解体、がれき処理・・・78	1 解体、がれき処理・・・77	
第3節 被災者等の生活再建及び中小企業等の復興の支援・・・79	第3節 被災者等の生活再建及び中小企業等の復興の支援・・・78	
第1 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付・・・79	第1 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付・・・79	
1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付・・・80	1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付・・・79	
2 災害見舞金の支給・・・80	2 災害見舞金の支給・・・79	
3 生活福祉資金の貸付・・・80	3 生活福祉資金の貸付・・・79	
4 母子寡婦福祉資金の貸付・・・80	4 母子寡婦福祉資金の貸付・・・79	
5 農林漁業復旧資金・・・80	5 農林漁業復旧資金・・・79	
6 中小企業復興資金・・・80	6 中小企業復興資金・・・79	
7 住宅復興資金・・・80	7 住宅復興資金・・・79	

地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	備考
第2 租税及び公共料金等の特例措置・・・81	第2 租税及び公共料金等の特例措置・・・80	
1 国税等の徴収猶予及び減免の措置・・・81	1 国税等の徴収猶予及び減免の措置・・・80	
2 その他公共料金の特例措置・・・81	2 その他公共料金の特例措置・・・80	
第3 雇用対策・・・83	第3 雇用対策・・・82	
1 離職者への措置・・・83	1 離職者への措置・・・82	
2 雇用保険の失業給付に関する特例措置・・・83	2 雇用保険の失業給付に関する特例措置・・・82	
3 被災事業主に関する措置・・・84	3 被災事業主に関する措置・・・82	
第4 住宅建設の促進・・・85	第4 住宅建設の促進・・・84	
1 建設計画の作成・・・85	1 建設計画の作成・・・84	
2 事業の実施・・・85	2 事業の実施・・・84	
3 入居者の選定・・・86	3 入居者の選定・・・85	
第5 被災者生活再建支援法の適用・・・87	第5 被災者生活再建支援法の適用・・・86	
1 被害状況の把握及び被災世帯の認定・・・88	1 被害状況の把握及び被災世帯の認定・・・87	
2 支援法の適用基準・・・88	2 支援法の適用基準・・・87	
3 支援法の適用手続き・・・88	3 支援法の適用手続き・・・87	
4 支援金の支給額・・・88	4 支援金の支給額・・・87	
5 支援金支給申請手続き・・・88	5 支援金支給申請手続き・・・87	
6 支援金の支給・・・88	6 支援金の支給・・・87	

改定前	改定後	備考
<p>第1章 総則 (略)</p> <p>第2章 災害予防計画 第1節 津波に強いまちづくり</p> <p>■基本事項 (略)</p> <p>■対策</p> <p>1 津波に強いまちの形成</p> <p>2 海岸保全施設等の整備</p> <p>【<u>県（農林水産部、土木部）</u>，市町村】</p> <p>海岸保全施設等については、以下を基本として整備の推進を図る。</p> <p>(1) 海岸堤防・防潮堤，防潮水門等海岸保全施設，防波堤等港湾施設及び漁港施設，河川堤防等河川管理施設，海岸防災林の整備及び適切な管理を実施するとともに，各施設については，地震発生後にも防御機能が十分維持されるよう，耐震診断や補強による耐震性の確保を図るものとする。</p> <p>特に，海岸防災林は飛砂・風害の防備に加え，津波の流速を減衰させる防災機能があるため，後背地の土地利用状況や地域の実情を踏まえ，クロマツや広葉樹の植栽により樹林帯を整備するとともに，前面に人工盛土を造成するなど，天然の防潮堤としての再生対策を図るものとする。</p> <p>(2) <u>津波による被害を軽減するため，海岸保全施設等の整備や内陸での浸水を防止する機能を有する道路盛土等を活用し，多重防御を図るものとする。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>海岸保全施設等の整備に当たっては，地震・津波により施設が被災した場合でも，その応急復旧を迅速に行うことができるようにあらかじめ対策をとっておくとともに，効</u></p>	<p>第1章 総則 (略)</p> <p>第2章 災害予防計画 第1節 津波に強いまちづくり</p> <p>■基本事項 (略)</p> <p>■対策</p> <p>1 津波に強いまちの形成</p> <p>2 海岸保全施設等の整備</p> <p>【<u>県（土木部，農林水産部）</u>，市町村】</p> <p>海岸保全施設等については，以下を基本として整備の推進を図る。</p> <p>(1) 海岸堤防・防潮堤，防潮水門等海岸保全施設，防波堤等港湾施設及び漁港施設，河川堤防等河川管理施設，海岸防災林の整備及び適切な管理を実施するとともに，各施設については，地震発生後にも防御機能が十分維持されるよう，耐震診断や補強による耐震性の確保を図るものとする。<u>また，津波等から後背地を防護するため，施設の嵩上げなどの整備を行う。</u></p> <p>特に，海岸防災林は飛砂・潮風害の防備に加え，津波の流速を減衰させる防災機能があるため，後背地の土地利用状況や地域の実情を踏まえ，クロマツや広葉樹の植栽により樹林帯を整備するとともに，前面に人工盛土を造成するなど，天然の防潮堤としての再生対策を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) <u>設計の対象を超える津波，高潮の作用に対して施設の損傷等を軽減するため，粘り強い構造の堤防，胸壁等の整備を推進するものとする。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>海岸保全施設の耐震設計に当たっては，施設の供用期間中に1～2度発生する確率を有する地震動（レベル1地震動）に対し，構造の安定及び天端高を維持することとし，併せて，</u></p>	<p>p. 9</p>

地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	備考
<p>果を十分発揮するよう適切に維持管理するものとする。 (略)</p> <p>5 ライフライン施設の耐浪化 【<u>県（土木部），市町村，東日本電信電話株式会社（茨城支店）等，東京電力株式会社（茨城支店）</u>】 (略)</p> <p>第3節 応急対策，災害復旧への備え 第1 災害発生直前対策 ■基本事項 (略) ■対策 1 津波警報等の住民等への伝達 (1) (略) (2) 伝達手段の多重化，多様化 【<u>国，県（企画部，生活環境部），市町村，防災関係機関，放送事業者</u>】 さまざまな環境下にある住民や高齢者・障害者等の要配慮者，一時滞在者等に対して津波警報等が確実に伝わるよう，関係事業者の協力を得つつ，防災行政無線（同報，戸別），全国瞬時警報システム（J-ALERT），テレビ，ラジオ（コミュニティFM放送を含む。），携帯電話（緊急速報メール機能を含む。），ワンセグ，<u>災害情報共有システム（Lアラート）</u>等を用いた伝達手段の多重化，多様化を図るものとする。 (略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第1節 災害発生直前の対策 第1 津波警報等の伝達 ■基本事項 1 (略) 2 留意点</p>	<p>設計津波（レベル1津波）を引き起こす地震により，津波到達前に施設の機能を損なわいよう，耐震性を確保するものとする。 (略)</p> <p>5 ライフライン施設の耐浪化 【<u>県（土木部），市町村，東日本電信電話株式会社（茨城支店）等，東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社</u>】 (略)</p> <p>第3節 応急対策，災害復旧への備え 第1 災害発生直前対策 ■基本事項 (略) ■対策 1 津波警報等の住民等への伝達 (1) (略) (2) 伝達手段の多重化，多様化 【<u>国，県（企画部，生活環境部），市町村，防災関係機関，放送事業者</u>】 さまざまな環境下にある住民や高齢者・障害者等の要配慮者，一時滞在者等に対して津波警報等が確実に伝わるよう，関係事業者の協力を得つつ，防災行政無線（同報，戸別），全国瞬時警報システム（J-ALERT），テレビ，ラジオ（コミュニティFM放送を含む。），携帯電話（緊急速報メール機能を含む。），ワンセグ，<u>Lアラート</u>等を用いた伝達手段の多重化，多様化を図るものとする。 (略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第1節 災害発生直前の対策 第1 津波警報等の伝達 ■基本事項 1 (略) 2 留意点</p>	<p>備考</p> <p>p. 11</p> <p>p. 19</p>

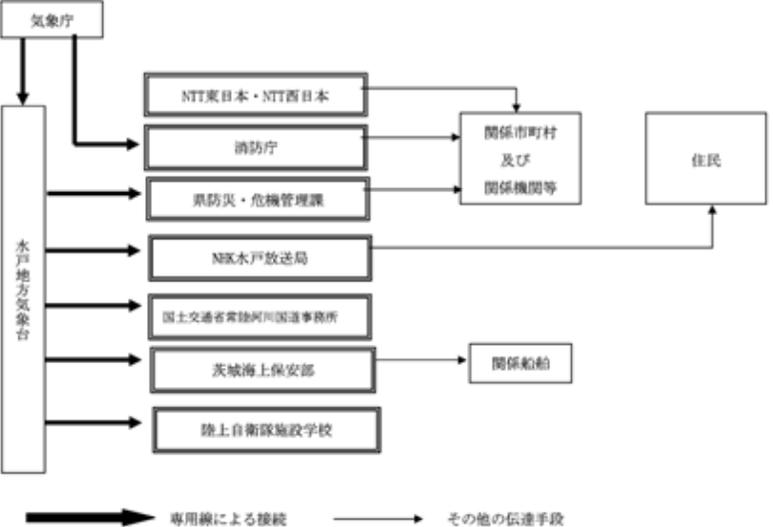
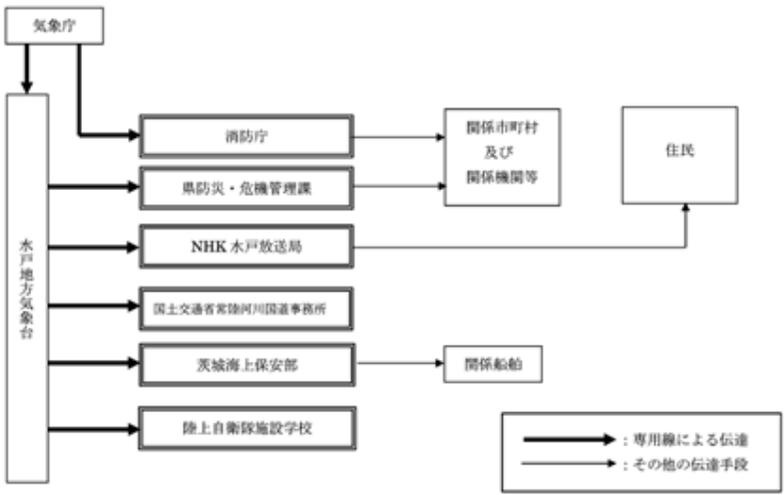
地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	備考
<p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) あらゆる伝達手段の活用</p> <p>津波警報、避難勧告等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、<u>災害情報共有システム（Lアラート）</u>等のあらゆる手段の活用を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>■対策</p> <p>1) 大津波警報・津波警報・注意報の伝達</p> <p>気象庁本庁と水戸地方気象台からの大津波警報・津波警報・注意報は次の伝達経路により通報されるので、可能な限り迅速かつ的確に大津波警報・津波警報・注意報を伝達するものとする。</p> <p>なお、市町村は大津波警報の伝達を受けた場合、直ちに住民等に伝達するものとする。</p>	<p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) あらゆる伝達手段の活用</p> <p>津波警報、避難勧告等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、<u>Lアラート</u>等のあらゆる手段の活用を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>■対策</p> <p>1) 大津波警報・津波警報・注意報の伝達</p> <p>気象庁本庁と水戸地方気象台からの大津波警報・津波警報・注意報は次の伝達経路により通報されるので、可能な限り迅速かつ的確に大津波警報・津波警報・注意報を伝達するものとする。</p> <p>なお、市町村は大津波警報の伝達を受けた場合、直ちに住民等に伝達するものとする。</p>	<p>p. 28</p> <p>p. 30</p>

改定前	改定後	備考																																																												
<p>2) (略)</p> <p>3) 発表基準と伝達内容</p> <p>①大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等の表</p> <table border="1" data-bbox="168 986 963 1420"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th rowspan="2">津波の高さ予想の区分</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表</th> <th>定性的表現での発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報</td> <td rowspan="3">予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合</td> <td>10m<高さ</td> <td>10m超</td> <td rowspan="3">巨大</td> <td rowspan="3">陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> <tr> <td>5m<高さ≤10m</td> <td>10m</td> </tr> <tr> <td>3m<高さ≤5m</td> <td>5m</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで1mを超える、3m以下の場合</td> <td>1m<高さ≤3m</td> <td>3m</td> <td>高い</td> <td></td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで0.2m以上1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</td> <td>0.2m≤高さ≤1m</td> <td>1m</td> <td>(表記なし)</td> <td>陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動	数値での発表	定性的表現での発表	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	5m<高さ≤10m	10m	3m<高さ≤5m	5m	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超える、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い		津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	<p>2) (略)</p> <p>3) 発表基準と伝達内容</p> <p>①大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等の表</p> <table border="1" data-bbox="1064 973 1780 1428"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th rowspan="2">津波の高さ予想の区分</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表</th> <th>巨大地震の場合の発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報</td> <td rowspan="3">予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合</td> <td>10m<高さ</td> <td>10m超</td> <td rowspan="3">巨大</td> <td rowspan="3">陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビル等、安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> <tr> <td>5m<高さ≤10m</td> <td>10m</td> </tr> <tr> <td>3m<高さ≤5m</td> <td>5m</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合</td> <td>1m<高さ≤3m</td> <td>3m</td> <td>高い</td> <td></td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</td> <td>0.2m≤高さ≤1m</td> <td>1m</td> <td>(表記なし)</td> <td>陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動	数値での発表	巨大地震の場合の発表	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビル等、安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	5m<高さ≤10m	10m	3m<高さ≤5m	5m	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い		津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	<p>p. 30</p>
津波警報等の種類				発表基準	津波の高さ予想の区分		発表される津波の高さ				津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動																																																			
	数値での発表	定性的表現での発表																																																												
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																																									
		5m<高さ≤10m	10m																																																											
		3m<高さ≤5m	5m																																																											
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超える、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い																																																										
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。																																																									
津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動																																																									
			数値での発表	巨大地震の場合の発表																																																										
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビル等、安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																																									
		5m<高さ≤10m	10m																																																											
		3m<高さ≤5m	5m																																																											
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い																																																										
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。																																																									

地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	備考
<p>ア. 気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。</p> <p>津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で、<u>正確な地震規模を確定し、その地震規模から</u>予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。</p> <p>(略)</p> <p>第1 津波警報等の伝達</p> <p>(3)津波情報及び地震情報の伝達</p> <p>1) 水戸地方気象台からの伝達系統</p> <p style="padding-left: 40px;">地震・津波情報伝達系統図</p>	<p>ア. 気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。</p> <p>津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で<u>求められる地震規模（モーメントマグニチュード）をもとに、</u>予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。</p> <p>(略)</p> <p>第1 津波警報等の伝達</p> <p>(3)津波情報及び地震情報の伝達</p> <p>1) 水戸地方気象台からの伝達系統</p> <p style="padding-left: 40px;">地震・津波情報伝達系統図</p>	<p>p. 35</p>

改定前	改定後	備考
 <p>(略)</p> <p>第2 住民等の避難誘導</p> <p>■基本事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 留意点</p> <p>消防職団員，水防団員，警察官，市町村職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で，予想される津波到達時間も考慮しつつ，水門・陸閘の閉鎖や要配慮者の避難支援等の緊急対策を行うものとする。</p> <p>その他の留意点については，地震災害対策計画編第3章第4節第2「<u>避難勧告・指示・誘導</u>」に準じる。</p> <p>3 活動項目リスト</p> <p>(1) 避難勧告・指示・準備（要配慮者避難）情報</p> <p>(2) 警戒区域の設定</p> <p>(3) 避難の誘導</p> <p>■対策</p> <p>1 避難勧告・指示・準備（要配慮者避難）情報</p>	 <p>(略)</p> <p>第2 住民等の避難誘導</p> <p>■基本事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 留意点</p> <p>消防職団員，水防団員，警察官，市町村職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で，予想される津波到達時間も考慮しつつ，水門・陸閘の閉鎖や要配慮者の避難支援等の緊急対策を行うものとする。</p> <p>その他の留意点については，地震災害対策計画編第3章第4節第2「<u>避難勧告，避難指示（緊急），誘導</u>」に準じる。</p> <p>3 活動項目リスト</p> <p>(1) 避難勧告，<u>避難指示（緊急），避難準備高齢者等避難開始</u></p> <p>(2) 警戒区域の設定</p> <p>(3) 避難の誘導</p> <p>■対策</p> <p>1 避難勧告，<u>避難指示（緊急），避難準備高齢者等避難開始</u></p>	<p>備考</p> <p>p. 37</p>

地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	備考
<p>【市町村長及び水防管理者、警察官及び海上保安官、自衛官、知事又はその委任を受けた職員】</p> <p>地震災害対策計画編第3章第4節第2「避難勧告・指示・誘導」に準じる。</p> <p>2 警戒区域の設定</p> <p>【市町村、警察官、海上保安官、自衛官、消防職員又は水防職員】</p> <p>地震災害対策計画編第3章第4節第2「避難勧告・指示・誘導」に準じる。</p> <p>3 避難の誘導</p> <p>【市町村職員、警察官、消防職員等、住民等】</p> <p>地震災害対策計画編第3章第4節第2「避難勧告・指示・誘導」に準じる。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p> <p>■基本事項</p> <p>(略)</p> <p>■対策</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 輸送車両、船舶、ヘリコプターの確保</p> <p>【県（各部局）、関東運輸局茨城運輸支局、鹿島海事事務所、第三管区海上保安本部、自衛隊、茨城交通株式会社、関東鉄道株式会社、日立電鉄交通サービス株式会社、一般社団法人茨城県バス協会、茨城県トラック協会、赤帽茨城県軽自動車運送協同組合、日本通運株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、ジェイアールバス関東株式会社、その他の鉄道事業者】</p> <p>地震災害対策計画編第3章第4節第3「緊急輸送」に準じる。</p> <p>(略)</p> <p>第5節 避難収容及び情報提供活動</p> <p>第1 避難所及び被災者の把握等</p> <p>■基本事項</p>	<p>【市町村長及び水防管理者、警察官及び海上保安官、自衛官、知事又はその委任を受けた職員】</p> <p>地震災害対策計画編第3章第4節第2「避難勧告、<u>避難指示（緊急）</u>、誘導」に準じる。</p> <p>2 警戒区域の設定</p> <p>【市町村、警察官、海上保安官、自衛官、消防職員又は水防職員】</p> <p>地震災害対策計画編第3章第4節第2「避難勧告、<u>避難指示（緊急）</u>、誘導」に準じる。</p> <p>3 避難の誘導</p> <p>【市町村職員、警察官、消防職員等、住民等】</p> <p>地震災害対策計画編第3章第4節第2「避難勧告、<u>避難指示（緊急）</u>、誘導」に準じる。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p> <p>■基本事項</p> <p>(略)</p> <p>■対策</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 輸送車両、船舶、ヘリコプターの確保</p> <p>【県（各部局）、関東運輸局茨城運輸支局、鹿島海事事務所、第三管区海上保安本部、自衛隊、茨城交通株式会社、関東鉄道株式会社、日立電鉄交通サービス株式会社、一般社団法人茨城県バス協会、<u>一般社団法人茨城県トラック協会</u>、赤帽茨城県軽自動車運送協同組合、日本通運株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、ジェイアールバス関東株式会社、その他の鉄道事業者】</p> <p>地震災害対策計画編第3章第4節第3「緊急輸送」に準じる。</p> <p>(略)</p> <p>第5節 <u>避難の受入れ</u>及び情報提供活動</p> <p>第1 避難所及び被災者の把握等</p> <p>■基本事項</p>	<p></p> <p>p. 38</p> <p>p. 50</p> <p>P. 52</p>

改定前	改定後	備考
<p>1 趣旨 津波のおそれのある場合又は発生した場合、被災者を速やかに避難誘導し、安全な避難所に<u>収容すること</u>により、当面の居所を確保する。 また、被災者の生活支援に<u>かかわる対策</u>については、被災者状況を十分に把握しそれに基づいた対策が必要であることから、被災者の把握に関わる業務を積極的に行う。 (略)</p> <p>第2 応急仮設住宅</p> <p>■基本事項 (略)</p> <p>2 留意点 応急仮設住宅への入居に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮すること。特に、<u>避難場所</u>での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の<u>設置</u>等に努めるものとする。 (略)</p> <p>3 活動項目リスト (1) 応急仮設住宅の<u>設置</u> (2) 建築物の応急復旧への支援</p> <p>■対策</p> <p>1 応急仮設住宅の<u>設置</u> 【県（土木部）、市町村、関東財務局】 地震災害対策計画編第3章第7節第1「建築物の応急復旧」に準じる。 (略)</p> <p>第4 要配慮者安全確保対策</p> <p>■基本事項（略）</p> <p>■対策 (略)</p> <p>2 在宅要配慮者に対する安全確保対策 【県（保健福祉部、<u>関係部局</u>）、市町村、各ライフライン事</p>	<p>1 趣旨 津波のおそれのある場合又は発生した場合、被災者を速やかに避難誘導し、安全な避難所に<u>受入れること</u>により、当面の居所を確保する。 また、被災者の生活支援は、被災者状況を十分に把握しそれに基づいた対策が必要であることから、被災者の把握に関わる業務を積極的に行う。 (略)</p> <p>第2 応急仮設住宅</p> <p>■基本事項 (略)</p> <p>2 留意点 応急仮設住宅への入居に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮すること。特に、<u>避難所</u>での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の<u>提供</u>等に努めるものとする。 (略)</p> <p>3 活動項目リスト (1) 応急仮設住宅の<u>提供</u> (2) 建築物の応急復旧への支援</p> <p>■対策</p> <p>1 応急仮設住宅の<u>提供</u> 【県（土木部）、市町村、関東財務局】 地震災害対策計画編第3章第7節第1「建築物の応急復旧」に準じる。 (略)</p> <p>第4 要配慮者安全確保対策</p> <p>■基本事項（略）</p> <p>■対策 (略)</p> <p>2 在宅要配慮者に対する安全確保対策 【県（保健福祉部、<u>生活環境部</u>）、市町村】</p>	<p>備考</p> <p>p. 54</p> <p>p. 57</p> <p>p. 58</p>

地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	備考
<p>業者】 地震災害対策計画編第3章第5節第6「要配慮者安全確保対策」に準じる。 3 外国人に対する安全確保対策 【県（生活環境部），市町村，県国際交流協会】 地震災害対策計画編第3章第5節第6「要配慮者安全確保対策」に準じる。 （略） 第6節 物資の調達，供給活動 ■基本事項（略） ■対策 1 食料の供給 【県（生活環境部，<u>商工労働部</u>，農林水産部），輸送業者，日赤茨城県支部，市町村】 （略） 2 生活必需品の供給 【県（生活環境部，保健福祉部，<u>商工労働部</u>），輸送業者，市町村】 （略） 第7節 保健衛生，防疫，遺体の処理等に関する活動 第2 防疫及び遺体処理等 ■基本事項 1 （略） 2 留意点 津波被害の被災地においては，津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により，悪臭，害虫の発生など衛生上の課題が生じることから，防疫活動に万全を期すよう，十分に留意する。 （略） その他の留意点については，地震災害対策計画編第3章第7節第4「<u>清掃・防疫・障害物の除去</u>」及び第5「行方不明者等の捜索」に準じる。 3 （略）</p>	<p>地震災害対策計画編第3章第5節第6「要配慮者安全確保対策」に準じる。 3 外国人に対する安全確保対策 【県（知事直轄，生活環境部），市町村，県国際交流協会】 地震災害対策計画編第3章第5節第6「要配慮者安全確保対策」に準じる。 （略） 第6節 物資の調達，供給活動 ■基本事項（略） ■対策 1 食料の供給 【県（生活環境部，<u>商工労働観光部</u>，農林水産部），輸送業者，日赤茨城県支部，市町村】 （略） 2 生活必需品の供給 【県（生活環境部，保健福祉部，<u>商工労働観光部</u>），輸送業者，市町村】 （略） 第7節 保健衛生，防疫，遺体の処理等に関する活動 第2 防疫及び遺体処理等 ■基本事項 1 （略） 2 留意点 津波被害の被災地においては，津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により，悪臭，害虫の発生など衛生上の課題が生じることから，防疫活動に万全を期すよう，十分に留意する。 （略） その他の留意点については，地震災害対策計画編第3章第7節第4「<u>災害廃棄物の処理・防疫・障害物の除去</u>」及び第5「行方不明者等の捜索」に準じる。 3 （略）</p>	<p>備考</p> <p>p. 59</p> <p>p. 60</p> <p>p. 63</p>

地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	備考
<p>■対策 1 防疫 【県（保健福祉部），市町村，医療機関】 地震災害対策計画編第3章第7節第4「<u>清掃</u>・防疫・障害物の除去」に準じる。 （略） 第9節 応急復旧及び二次災害の防災活動 第1 公共施設，ライフライン施設等の応急復旧 ■基本事項 （略） ■対策 （略） 5 電力施設の応急復旧 【東京電力株式会社（茨城支店）】 地震災害対策計画編第3章第7節第3「ライフライン施設の応急復旧」に準じる。 （略） 7 都市ガス施設の応急復旧 【東部ガス株式会社ほか4社】 地震災害対策計画編第3章第7節第3「ライフライン施設の応急復旧」に準じる。 （略） 第10節 自発的支援の受入れ （略） 2 留意点 (1) ボランティアの受入れ 県，市町村及び関係団体は，相互に協力し，ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに，ボランティアの受付，調整等その受入れ体制を確保するよう努める。また，ボランティアの受入れに際して，<u>老人介護</u>や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに，必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等，ボランティアの活動の円滑な</p>	<p>■対策 1 防疫 【県（保健福祉部），市町村，医療機関】 地震災害対策計画編第3章第7節第4「<u>災害廃棄物の処理</u>・防疫・障害物の除去」に準じる。 （略） 第9節 応急復旧及び二次災害の防災活動 第1 公共施設，ライフライン施設等の応急復旧 ■基本事項 （略） ■対策 （略） 5 電力施設の応急復旧 【東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社】 地震災害対策計画編第3章第7節第3「ライフライン施設の応急復旧」に準じる。 （略） 7 都市ガス施設の応急復旧 【東部ガス株式会社ほか2社】 地震災害対策計画編第3章第7節第3「ライフライン施設の応急復旧」に準じる。 （略） 第10節 自発的支援の受入れ （略） 2 留意点 (1) ボランティアの受入れ 県，市町村及び関係団体は，相互に協力し，ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに，ボランティアの受付，調整等その受入れ体制を確保するよう努める。また，ボランティアの受入れに際して，<u>高齢者等の介助</u>や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに，必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等，ボランティアの活動の円滑な実</p>	<p>備考</p> <p>p. 66</p> <p>p. 67</p> <p>p. 71</p>

改定前	改定後	備考
<p>実施が図られるよう支援に努める。</p> <p>(2) 義援物資を提供する側の配慮 県民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努める。 その他の留意点については、地震災害対策計画編第3章第5節第3「ボランティア活動の支援」及び第4章第1節第1「<u>義援金品</u>の募集及び配分」に準じる。</p> <p>3 活動項目リスト</p> <p>(1) ボランティア「受入れ窓口」の設置・運営 (2) ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力 (3) <u>義援金品</u>の募集及び受付 (4) 委員会の設置 (5) <u>義援金品</u>の保管 (6) <u>義援金品</u>の配分</p> <p>■対策</p> <p>1 ボランティア「受入れ窓口」の設置・運営 【茨城県社会福祉協議会，市町村社会福祉協議会】 地震災害対策計画編第3章第5節第3「ボランティア活動の支援」に準じる。</p> <p>2 ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力 【県（保健福祉部），市町村】 地震災害対策計画編第3章第5節第3「ボランティア活動の支援」に準じる。</p> <p>3 <u>義援金品</u>の募集及び受付 【県（保健福祉部），市町村，日赤茨城県支部，茨城県共同募金会】 地震災害対策計画編第4章第1節第1「<u>義援金品</u>の募集及び配分」に準じる。</p> <p>4 委員会の設置</p>	<p>実施が図られるよう支援に努める。</p> <p>(2) 義援物資を提供する側の配慮 県民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努める。 その他の留意点については、地震災害対策計画編第3章第5節第3「ボランティア活動の支援」，<u>同第9「義援物資対策」</u>及び第4章第1節第1「<u>義援金</u>の募集及び配分」に準じる。</p> <p>3 活動項目リスト</p> <p>(1) ボランティア「受入れ窓口」の設置・運営 (2) ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力 (3) <u>義援金</u>の募集及び受付 (4) 委員会の設置 (5) <u>義援金</u>の保管 (6) <u>義援金</u>の配分 (7) <u>義援物資対策</u></p> <p>■対策</p> <p>1 ボランティア「受入れ窓口」の設置・運営 【茨城県社会福祉協議会，市町村社会福祉協議会】 地震災害対策計画編第3章第5節第3「ボランティア活動の支援」に準じる。</p> <p>2 ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力 【県（保健福祉部），市町村】 地震災害対策計画編第3章第5節第3「ボランティア活動の支援」に準じる。</p> <p>3 <u>義援金</u>の募集及び受付 【県（保健福祉部），市町村，日赤茨城県支部，茨城県共同募金会】 地震災害対策計画編第4章第1節第1「<u>義援金</u>の募集及び配分」に準じる。</p> <p>4 委員会の設置</p>	<p>備考</p> <p>p. 72</p>

地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	備考
<p>【県（保健福祉部）】 地震災害対策計画編第4章第1節第1「<u>義援金品の募集及び配分</u>」に準じる。 5 <u>義援金品の保管</u> 【県（保健福祉部），市町村，日赤茨城県支部，茨城県共同募金会，委員会】 地震災害対策計画編第4章第1節第1「<u>義援金品の募集及び配分</u>」に準じる。 6 <u>義援金品の配分</u> 【県（保健福祉部），市町村，日赤茨城県支部，茨城県共同募金会，委員会】 地震災害対策計画編第4章第1節第1「<u>義援金品の募集及び配分</u>」に準じる。 (新規)</p> <p>第4章 災害復旧・復興対策計画 第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定と復興計画 ■基本事項 1 趣旨 被災地の復旧・復興は，被災者の生活再建を支援し，再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り，より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。また，災害により地域の社会経済活動が低下する状況に<u>かんがみ</u>，可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。 (略) 第2節 迅速な原状復旧の進め方 第2 災害廃棄物の処理 ■基本事項 1 趣旨 津波被害の被災地においては，<u>損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから，広域的な処分など迅速か</u></p>	<p>【県（保健福祉部）】 地震災害対策計画編第4章第1節第1「<u>義援金の募集及び配分</u>」に準じる。 5 <u>義援金の保管</u> 【県（保健福祉部），市町村，日赤茨城県支部，茨城県共同募金会，委員会】 地震災害対策計画編第4章第1節第1「<u>義援金の募集及び配分</u>」に準じる。 6 <u>義援金の配分</u> 【県（保健福祉部），市町村，日赤茨城県支部，茨城県共同募金会，委員会】 地震災害対策計画編第4章第1節第1「<u>義援金の募集及び配分</u>」に準じる。 7 <u>義援物資対策</u> 【<u>県（生活環境部），市町村</u>】 <u>地震災害対策計画編第3章第5節第9「義援物資対策」に準じる。</u></p> <p>第4章 災害復旧・復興対策計画 第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定と復興計画 ■基本事項 1 趣旨 被災地の復旧・復興は，被災者の生活再建を支援し，再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り，より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。また，災害により地域の社会経済活動が低下する状況に<u>鑑み</u>，可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。 (略) 第2節 迅速な原状復旧の進め方 第2 災害廃棄物の処理 ■基本事項 1 趣旨 津波被害の被災地においては，大量の災害廃棄物が発生することから，<u>十分な面積の仮置場を確保する必要がある。</u></p>	<p>備考</p> <p>p. 73</p> <p>p. 77</p>

地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	備考
<p><u>つ環境負荷のできるだけ少ない処分方法を検討する必要がある。</u></p> <p><u>また、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。</u></p> <p>2 留意点</p> <p><u>災害廃棄物処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行うものとする。</u></p> <p>また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 被災者等の生活再建及び中小企業等の復興の支援</p> <p>第1 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付</p> <p>■基本事項 (略)</p> <p>■対策</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 中小企業復興資金</p> <p>【県(商工労働部)】</p> <p>地震災害対策計画編第4章第1節第2「災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付」に準じる。</p> <p>(略)</p> <p>第2 租税及び公共料金等の特例措置</p> <p>■基本事項 (略)</p> <p>■対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 その他公共料金の特例措置</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 都市ガス事業</p> <p>【東部ガス株式会社ほか4社】</p> <p>地震災害対策計画編第4章第1節第3「租税及び公共料金等の特例措置」に準じる。</p>	<p><u>また、分別を徹底し、再生利用を推進することにより、最終処分量を削減するなど、茨城県災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。</u></p> <p>2 留意点</p> <p><u>津波により発生する津波堆積物は、砂泥に様々な災害廃棄物が混ざっており、腐敗による悪臭の発生や害虫の発生等のおそれがある。速やかに撤去できない場合は、薬剤等を散布するなどの対策が必要である。</u></p> <p>また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 被災者等の生活再建及び中小企業等の復興の支援</p> <p>第1 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付</p> <p>■基本事項 (略)</p> <p>■対策</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 中小企業復興資金</p> <p>【県(商工労働観光部)】</p> <p>地震災害対策計画編第4章第1節第2「災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付」に準じる。</p> <p>(略)</p> <p>第2 租税及び公共料金等の特例措置</p> <p>■基本事項 (略)</p> <p>■対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 その他公共料金の特例措置</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 都市ガス事業</p> <p>【東部ガス株式会社ほか2社】</p> <p>地震災害対策計画編第4章第1節第3「租税及び公共料金等の特例措置」に準じる。</p>	<p>備考</p> <p>p. 78</p> <p>p. 79</p> <p>p. 80</p> <p>p. 81</p>

改定前	改定後	備考
<p>(略)</p> <p>第3 雇用対策</p> <p>■基本事項</p> <p>1 趣旨</p> <p>津波により、離職を余儀なくされたり<u>災者</u>に対し、国は、職業のあっせんや雇用保険の失業給付等の雇用対策を積極的に推進していくものとする。</p> <p>また、県は国と連携を図り、再就職の支援を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>■対策</p> <p>1 離職者への措置</p> <p>【国（公共職業安定所）、県（<u>商工労働部</u>）】</p> <p>地震災害対策計画編第4章第1節第4「雇用対策」に準じる。</p> <p>(略)</p> <p>第5 被災者生活再建支援法の適用</p> <p>■基本事項</p> <p>1 趣旨</p> <p>市町村単位又は地域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合等、法に定める基準を満たした場合に、被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）を適用し、支援金を支給することにより、生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。</p> <p>2 留意点</p> <p>(1) 住家全壊世帯数情報の迅速な収集及び伝達体制の整備</p> <p>支援法の適用の判断及びその手続きを行うにあたり、全壊世帯等の被害の把握及び認定の作業を迅速かつ的確に<u>行う</u>必要がある。このため、災害救助法担当との連携を図り、被害情報の収集及び伝達体制を整備しておくことが必要である。</p> <p>(2) 支援金支給手続き等の説明</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第3 雇用対策</p> <p>■基本事項</p> <p>1 趣旨</p> <p>津波により、離職を余儀なくされた<u>罹災者</u>に対し、国は、職業のあっせんや雇用保険の失業給付等の雇用対策を積極的に推進していくものとする。</p> <p>また、県は国と連携を図り、再就職の支援を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>■対策</p> <p>1 離職者への措置</p> <p>【国（公共職業安定所）、県（<u>商工労働観光部</u>）】</p> <p>地震災害対策計画編第4章第1節第4「雇用対策」に準じる。</p> <p>(略)</p> <p>第5 被災者生活再建支援法の適用</p> <p>■基本事項</p> <p>1 趣旨</p> <p>市町村単位又は地域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合等、法に定める基準を満たした場合に、被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）を適用し、支援金を支給することにより、生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。</p> <p>2 留意点</p> <p>(1) 住家全壊世帯数情報の迅速な収集及び伝達体制の整備</p> <p>支援法の適用の判断及びその手続きを行うにあたり、全壊世帯等の被害の把握及び認定の作業を迅速かつ的確に<u>行う</u>必要がある。このため、災害救助法担当との連携を図り、被害情報の収集及び伝達体制を整備しておくことが必要である。</p> <p>(2) 支援金支給手続き等の説明</p> <p>(略)</p>	<p>備考</p> <p>p. 82</p> <p>p. 86</p>

地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	備考
<p>また、市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や<u>災証明</u>の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に<u>災証明</u>を交付するものとする。</p>	<p>また、市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や<u>罹災証明</u>の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に<u>罹災証明</u>を交付するものとする。</p>	